

滋賀県立大学

目 次

I	認証評価結果	2-(16)-3
II	基準ごとの評価	2-(16)-4
	基準1 大学の目的	2-(16)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(16)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(16)-9
	基準4 学生の受入	2-(16)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(16)-15
	基準6 教育の成果	2-(16)-24
	基準7 学生支援等	2-(16)-27
	基準8 施設・設備	2-(16)-31
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(16)-33
	基準10 財務	2-(16)-36
	基準11 管理運営	2-(16)-38
<参 考>		2-(16)-43
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(16)-45
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(16)-46
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(16)-48
iv	自己評価書等	2-(16)-53
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(16)-54

I 認証評価結果

滋賀県立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「環境と人間」をキーワードに、自然環境の保全と環境に調和した社会の実現を目指す教育に効果を上げている。
- 地域のニーズにこたえ、地域再生のリーダーとなる人材の養成を目的とした「近江環人地域再生学座」が平成 18 年度文部科学省「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」に採択され、地域に根ざす大学として、「近江環人＝コミュニティ・アーキテクト」の育成に努めている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成 16 年度に「スチューデントファーム「近江楽座」―まち・むら・くらしふれあい工舎―」が採択され、支援期間終了後も地域と学生とのつながりを重視した大学独自の取組として一層の充実を図り、6 年間で延べ 139 のプロジェクトが活動を展開している。
- 文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において、平成 22 年度に「地域学副専攻化による学士力向上プログラム」が採択されている。
- 「授業コンサルティング」、「当日ブリーフレポート」、「レスポンスペーパー」等の全学的取組、環境科学部における「環境フィールドワーク」の設置、ファカルティ・ディベロプメントの一環として優れた授業方法や効果的指導法を共有するための「人間探求学研究会」等、教員の授業改善に向けた積極的な取組が実施されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一つの研究科においては、入学定員充足率が低い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」は有効な取組であるが、さらに多くの授業科目に対して実施することと、分析の結果を授業内容・方法に活かすことが期待される。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は学則第 1 条に、「滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り拓く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の進展および人間の健康に寄与することを目的とする。」と定められている。

これを踏まえて各学部においても学部規程でその目的を定めるとともに、学科ごとにも、人材の養成その他の教育研究上の目的を明確にしており、これらはいずれも学校教育法第 83 条に規定された目的に沿ったものである。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は大学院学則第 2 条に、「本学大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。

これを踏まえて各研究科は、研究科規程において、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めるとともに、専攻ごとにその目的を明確にしており、これらはいずれも学校教育法第 99 条に規定された目的に沿ったものである。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学及び大学院の目的の学生に対する周知は、入学時に配付する学生便覧、ガイダンスの実施及び入学式における学長訓辞において行われている。当該大学では環境マネジメントの取組を全新生に説明するほか、「環境と人間」をキーワードに、「人間探求学」及び「環境マネジメント総論」の 2 科目を 1 年次前期の必修科目に位置付け、大学の目的についての理解を深める教育を行っている。教職員に対しては、全教職員に毎月 1 回発行している学報などを通じて、大学の目的の周知に努めている。

受験生に対しては、大学のウェブサイトや入学者選抜要項、キャンパスガイド等を通じて大学の目的の周知に努めている。特に受験生及び社会に対しては、大学の目的がわかりやすいものとなるように、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」というキャッチフレーズを作って、大学ウェブサイトや各種印刷物を通じて広く周知・公表されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、以下の 4 学部 12 学科 1 センターから構成されている。

- ・ 環境科学部（4 学科：環境生態学科、環境政策・計画学科、環境建築デザイン学科、生物資源管理学科）
- ・ 工学部（3 学科：材料科学科、機械システム工学科、電子システム工学科）
- ・ 人間文化学部（4 学科：地域文化学科、生活デザイン学科、生活栄養学科、人間関係学科）
- ・ 人間看護学部（1 学科：人間看護学科）
- ・ 国際教育センター

現在の学部・学科の構成は、法人化に際して、教育研究の進展や社会の要請に迅速かつ柔軟に対応できるように、教育研究組織の改組・新設を行い、平成 20 年度から実施されているものである。国際教育センターは、外国語教育と健康・体力科学教育を担当している。

これらのことから、学部及び学科等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は、高度化・総合化及び柔軟性・多様性を実現するため「全学共通科目」という形で設置されており、この「全学共通科目」は外国語（英語、第 2 外国語）、健康・体力科学、情報処理の 3 科目群からなる「全学共通基礎科目」と「人間学」で構成されている。「人間学」は人間と社会を深く見つめ、新しい視点を探ろうとする科目で、「人間探求学」、「環境マネジメント総論」の 2 科目を必修科目とするほか、「こころ」、「しぜん」、「しくみ」、「わざ」の 4 クラスター 36 科目が選択必修科目として開講されている。

平成 21 年度から教養教育を一元的に扱う担当主体として、教育担当理事を長とする全学共通教育推進機構が設置され、助教以上の全教員が同機構の下にある全学共通教育部の部員として「人間探求学」を担当し、教員 1 人当たり 5～6 人の学生を指導して導入教育を実施する体制が構築され、実施されている。また、全学共通教育推進機構の下には、外国語教育部会、保健体育教育部会、情報教育部会、人間学部会等が置かれ、全教員がいずれかの部会に所属している。全学共通教育のカリキュラムの改編等は各部会での検討を踏まえ、同機構の下に置かれた全学共通教育運営会議で行われている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

- 2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、4研究科から構成されている。

- ・ 環境科学研究科（博士前期課程2専攻：環境動態学専攻、環境計画学専攻、博士後期課程2専攻：環境動態学専攻、環境計画学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程2専攻：材料科学専攻、機械システム工学専攻、博士後期課程1専攻：先端工学専攻）
- ・ 人間文化科学研究科（博士前期課程2専攻：地域文化学専攻、生活文化学専攻、博士後期課程2専攻：地域文化学専攻、生活文化学専攻）
- ・ 人間看護学研究科（修士課程1専攻：人間看護学専攻）

工学研究科博士後期課程では、専門領域の複合化と入学定員の適切化を目指して、平成21年度より従来の2専攻から1専攻に改組している。人間看護学研究科では社会人学生のために履修期間が3年の長期履修制度を適用している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

教育研究活動に必要なセンター等として、4つの全学附属施設、5つの学部附属施設を設置している。

- ・ 全学附属施設：図書情報センター、地域産学連携センター、地域づくり教育研究センター、環境共生システム研究センター
- ・ 学部附属施設：湖沼環境実験施設（環境科学部）、圃場実験施設（環境科学部）、実習工場（工学部）、ガラス工学研究センター（工学部）、地域交流看護実践研究センター（人間看護学部）

図書情報センターは文献資料の収集・提供を行う図書館と、コンピューター・ネットワークの拠点である情報センターを統合した役割を果たしている。地域産学連携センターは、大学の知的資源と企業ニーズのコーディネーターとして、企業との共同研究を中心に、シーズの提供、研究交流会の開催などを行う産官学連携の拠点となっている。地域づくり教育研究センターは、地域貢献を推進するため、生涯学習事業をはじめ、地域づくりに関する調査研究、地域社会で活躍する人材の育成などに取り組んでいる。環境共生システム研究センターは、環境共生システムを社会、経済、環境の3側面を踏まえて研究するとともに、地域の市民及び市民団体、産業界、行政、他の環境機関等と協力して、その現実性の検証を行っている。

湖沼環境実験施設は、琵琶湖生態系の環境動態に関する教育・研究を支援する施設として、琵琶湖とその集水域をフィールドとする物理・化学・生物・地学的諸現象の調査・測定・解析を行っている。圃場実験施設は、研究圃場のほか圃場実験に必要な研究施設・設備を備え、圃場における教育・研究を支援している。実習工場は、一連の工作機械と測定機器を設置し、教育面では機械製作実習、研究面では実験装置の製作を行っている。ガラス工学研究センターは、ガラス製造に関する基盤技術の総合的な研究を行うとともに、ガラス研究者・技術者の人材育成を行っている。地域交流看護実践研究センターは、専門講座・特別講演の実施、認定看護師教育課程の開講、看護研究のサポート、共同研究など地域に開かれた教育・研究を行っている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断す

る。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議する全学的組織として教育研究評議会、また、各学部、国際教育センターにおける教育活動に係る事項を審議する組織として教授会、各研究科における教育活動に係る事項を審議する組織として研究科会議がある。

教育研究評議会は学長（理事長）、事務局長（副理事長）、副学長3人、各学部長等によって構成され、原則として月1回開催し、大学全体の教育研究に関する重要事項を審議している。

各学部等の教授会は教授（議題により人間文化学部では助手以上、国際教育センターでは講師以上）によって構成され、原則として月1回開催し、学部等における教育研究に関する重要事項を審議している。

研究科会議は、各研究科の教授によって構成され、原則として月1回開催し、研究科における教育研究の重要事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学の教務に係る事項を審議する組織として教務委員会、各学部の教務事項を扱う組織として学部教務委員会が設置されている。

教務委員会は、教育担当理事（副学長）を委員長とし、各学部代表委員等によって構成されている。教務委員会内に、大学連携事業関連の事項を扱う第1専門委員会、高大連携事業関連の事項を扱う第2専門委員会、及び時間割・シラバス編成専門委員会が置かれ、課題別の審議体制がとられている。平成21年度の教務委員会の開催は5回であるが、関係する会議を総合すると開催頻度は月平均1.5回である。

各学部においても学部教務委員会が適時開催され、学部独自の教育活動、編入学生の単位認定、学部・学科のカリキュラム、オリエンテーションなどについての事項を審議している。

大学院における教務に関する審議については、研究部門（長）会議、専攻長会議、研究科会議等で行われている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教養教育を一元的に扱う組織として、全学共通教育推進機構を設置し、助教以上の全教員が教養教育に携わる体制をとっている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教育研究上の基本組織として4学部4研究科及び教養教育における外国語教育と健康・体力科学教育を担当する国際教育センターが設置されている。

教員組織は学部においては学科、大学院においては専攻を基本単位とし、学部においては学部長とともに各学科長（人間看護学部を除く）が、大学院においては研究科長（学部長が兼任）とともに各専攻長（人間看護学研究科を除く）が組織を統括している。学士課程教育の実施は当該学部には所属する専任教員の責任の下に行われ、そのための必要な事項は教授会及び学科会議において審議される。また、大学院において必要な事項は研究科会議あるいは専攻会議及び部門会議で代行して取り扱っている。国際教育センターには組織の責任者としてセンター長が置かれている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 環境科学部：専任 53 人（うち教授 20 人）、非常勤 35 人
- ・ 工学部：専任 45 人（うち教授 17 人）、非常勤 11 人
- ・ 人間文化学部：専任 48 人（うち教授 22 人）、非常勤 67 人
- ・ 人間看護学部：専任 29 人（うち教授 9 人）、非常勤 19 人
- ・ 国際教育センター：専任 13 人（うち教授 6 人）、非常勤 50 人

また、必修とした授業科目は原則として教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 人間看護科学研究科：研究指導教員 9 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 8 人

〔博士前期課程〕

- ・ 環境科学研究科：研究指導教員 39 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 26 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 人間文化科学研究科：研究指導教員 46 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士後期課程〕

- ・ 環境科学研究科：研究指導教員 25 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 14 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 18 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 人間文化科学研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 7 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動をより活性化させるため、①各学部の専任教員定数のうち約 5 %（11 人）を学長管理下に移し、重要性・緊急性の高い組織の新設又は既存組織の再編に対して人的資源を配分することを目的とする学長管理枠制度の導入、②採用後 7 年間継続して勤務した教員で一定の条件を満たしているものに対し、6 か月間を限度として教育及び学内委員等の職務を離れて自己研鑽に専念できるサバティカル研修制度の導入（平成 21 年度は 3 人の教員がこの制度を利用）、③教員採用の原則公募制、④大学附属施設の教員に対する任期制の導入、などの措置がとられている。

教員の年齢構成は、29 歳以下が 6 人、30～39 歳が 42 人、40～49 歳が 60 人、50～59 歳が 51 人、60 歳以上が 41 人で偏りはない。専任教員のうち女性教員は 54 人で全教員の 27.0 %、外国人教員は 5 人で 2.5 % を占めている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員人事は人事方針に基づき人事計画に沿って行われている。教員の採用基準や昇格基準及び選考方法については教員選考規程に定められており、その運用は学部では教員の選考に関する内規に基づき、また、大学院にあっては特別研究担当教員の資格審査基準に基づいて行われている。学士課程では教育上の指導能力、大学院課程では教育研究上の指導能力について審査を行っている。

教員の採用選考は、公募によることを原則としているが、公募によらない戦略的人事においては外部委

員を選考委員に加えるなど、透明性・公正性の確保に努めている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する評価は、一般研究費配分要綱及び一般研究費配分要領に基づき、研究活動、地域・社会貢献活動及び学内貢献活動とともに、教員による自己評価が毎年度全学的に行われている。

各教員が行った自己評価結果（教育活動 30 点、研究活動 30 点、地域・社会貢献活動 20 点、学内貢献活動 10 点を満点とし区分別に評価。限度を超えた分は最大 10 点まで加算でき、満点は 100 点）は各学部等に設置する一般研究費配分評価委員会で精査し、その結果をもとに理事長が評価区分（A・B・C の 3 区分）を決定している。各教員に配分される一般研究費の額は、その評価区分に基づいて決定される。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の教育研究活動については、大学のウェブサイト上に「滋賀県立大学知のリソース（研究者総覧）」として公開されており、その中の研究分野・研究テーマ、研究課題（研究概要）、研究業績等（概要）と担当している学部及び大学院における講義科目から、各教員について、教育内容と関連する研究活動が行われていることが確認できる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するために必要な職員として、学生・就職支援グループに 9 人（事務系 9 人）、教務グループに 16 人（事務系 12 人、その他 4 人）、図書情報グループに 12 人（事務系 6 人、その他 6 人）、地域貢献研究推進グループに 15 人（事務系 15 人）及び各学部計 24 人の職員が配置されている。

教育補助者としては、環境科学部に 74 人、工学部に 54 人、人間文化学部 42 人、人間看護学部 2 人の TA が配置されている。TA の配置に当たっては、ティーチング・アシスタント取扱要綱を定め、安全配慮や業務指導を義務化している。このほかに、必要に応じ非常勤実習助手を配置し、教育の充実に努めている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 重要性・緊急性の高い組織の新設又は既存組織の再編に対して、専任教員定数のうち約 5 % を学長管理下に置き、人的資源の配分を行っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学全体としては「地域に根ざし、地域に学ぶ」実践教育と「今後の社会の中で生きていく人間として必要な高い教養を持ち、思考力と判断力に富む人材の育成に努める」ことを目標として、「自主的に学び、互いに力を合わせ、競い合い、高めていこうという意欲を持った学生」を求める学生像としている。

学士課程のアドミッション・ポリシーは、学部及び学科ごとに定められており、これらは高等学校や受験生に配布する入学者選抜要項や学生募集要項（一般選抜及び特別選抜）に掲載するとともに、大学のウェブサイトを通じて広く社会に公表・周知が図られている。また、毎年開催されるオープンキャンパスにおいても、学部・学科別の説明会で説明し、受験生への周知を図っている。

大学院においても、各研究科の専攻ごとにアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項に記載して受験生への周知に努めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程の入学者選抜は、一般選抜入試（前期日程・後期日程）及び特別選抜入試（推薦入学選抜、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜、私費外国人留学生特別選抜）が行われている。

一般選抜入試では、大学入試センター試験と学科ごとの個別学力検査等の成績等を総合的に判断しており、前者は高等学校等における学習の達成程度を、後者は学科ごとに試験科目、内容を設定して志願者の潜在能力、応用力等が求める人材像に適合しているかどうかを主眼に判定している。また、各学科では教科科目だけでなく、小論文、面接、実技、総合問題等を取り入れ、アドミッション・ポリシーに沿って学生を受け入れることに努めている。特別選抜入試においても、総合問題のほかに面接を行い、アドミッション・ポリシーで求めている学生であることを確認している。

大学院課程の入学者選抜は、実技、総合問題、小論文、口述試験など各専攻の特性及びアドミッション・ポリシーに応じた選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学士課程の私費外国人留学生特別選抜では、学生募集要項に示された各学部・学科のアドミッション・ポリシーに沿って、総合問題等と面接により試験を実施している。

編入学生の受入については、人間看護学部のみが定員を設けて編入学試験を行っており、「第3年次編入学学生（社会人特別選抜）募集要項」により実施している。

大学院博士前期（修士）課程ではすべての研究科において社会人特別選抜を実施しており、筆記試験、面接及び出願書類の内容により総合的に可否の判定を行っている。人間看護学研究科では、標準修業年限での履修が困難な学生に対し、長期履修制度を適用している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜は入学試験委員会規程に基づき、副学長（教育担当理事）を委員長とする入学試験委員会の所掌の下に実施される。入学試験委員会の下には入学試験実施専門委員会、障害者受験専門委員会、改革専門委員会等の各専門組織が置かれ、審議事項が付託される。試験当日は、学長を本部長とする入学試験実施本部が置かれ、入学試験実施本部設置規程に定められた役割に従って入学試験が実施される。この入学試験実施本部体制は試験日ごとに設定される。

合格者の決定手続きは、学科会議、学部教授会での審議を経て行われる。

大学院課程では、研究科・専攻ごとに「大学院入学試験実施要領」等を作成し、研究科長を責任者とする実施体制の下で入学試験問題の作成、入学試験の実施及び入学者の選考を行っている。

入学者選抜の透明性確保のため、年度ごとに志願者数・受験者数・合格者数・入学者数、合格者得点結果（最高・最低・平均）、一部の学部については参考解答集等を大学ウェブサイトに公開している。また、志願者本人に対して要求があれば試験の結果を開示している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

毎年5月の入学試験委員会において「入学試験の総括」を議題とする審議を行っており、検討すべき事項を確認し、具体的な検討を入学試験改革専門委員会において行っている。

この取組によって改善された主な事例として、平成21年度以降に実施のものとして、①推薦入試において、学校長が推薦できる人数の変更、②特別選抜試験の試験科目の変更（環境科学部環境建築デザイン学科）、③特別選抜試験の個別面接試験において「口頭試問を実施する」と明記（人間文化学部地域文化学科、生活デザイン学科、生活栄養学科）、④センター試験利用科目の変更（環境科学部環境生態学科）、⑤一般選抜試験（前期日程）での試験時間の変更（人間文化学部生活栄養学科）、また、平成22年度以降に実施するものとして、①入学定員の変更（人間看護学部）、②センター試験利用科目の変更（環境科学部生物資源管理学科）、が挙げられる。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 18～22 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 環境科学部：1.03 倍
- ・ 工学部：1.06 倍
- ・ 人間文化学部：1.05 倍
- ・ 人間看護学部：0.99 倍
- ・ 人間看護学部（3 年次編入）：0.91 倍

〔修士課程〕

- ・ 人間看護学研究科：0.83 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 環境科学研究科：1.17 倍
- ・ 工学研究科：1.27 倍
- ・ 人間文化学研究科：1.02 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 環境科学研究科：0.62 倍
- ・ 工学研究科：0.83 倍
- ・ 人間文化学研究科：0.81 倍

上記のように、環境科学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い、平成 22 年度は 1.0 倍となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一つの研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一つの研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。

5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)**<学士課程>**

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

すべての学科を通じ、教育課程は「全学共通科目」、学部共通科目である「専門基礎科目」、及び各学科の「専門科目」の3層で構成され、「専門基礎科目」と「専門科目」のバランス、必修科目と選択必修科目及び選択科目のバランスは、それぞれ各学科の教育目的や特性に応じて定められている。

「全学共通科目」は、「全学共通基礎科目」と「人間学」とで構成される。「全学共通基礎科目」は言語による国際的コミュニケーションのための「外国語」、情報伝達に欠かせない「情報処理」、健康に対する知識と体力を養うための「健康・体力科学」の3分野からなり、また、「人間学」は環境問題の全体像を把握させ、環境マネジメントの必要性を認識させることを主眼とする「環境マネジメント総論」と、学生自らが「人間」を探求し、新しい視点から発想・発見することを目的とした「人間探求学」の2科目を1年次前期の必修とし、そのほかの36科目が「こころ」、「しくみ」、「しぜん」、「わざ」の4クラスターに分類されている。

各学科の専門の科目に区分される「専門基礎科目」と「専門科目」について、「専門基礎科目」と「専門科目」のバランス、必修科目と選択必修科目及び選択科目のバランスは、適正である。

「環境と人間」を掲げる大学として、自然環境の保全と環境に調和した社会の実現を目指す教育に効果

を上げている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様な興味・関心に配慮して、人間看護学部を除く学部では他学部・他学科開講の科目の履修を一定の限度を定めて認めている。具体的には、全学共通科目で所定の30単位を超えた分の科目及び他学部他学科開講科目について、10単位まで（工学部は6単位まで）を限度に、専門科目の単位として卒業単位に認定している。

地域が抱える様々な課題を解決するための実践的な科目である「地元学入門」を全学共通科目（人間学）として開講している。また、課外教育プログラムではあるが、平成16年度に文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「スチューデントファーム「近江楽座」—まち・むら・くらしふれあい工舎—」では、支援期間終了後も地域と学生とのつながりを重視した大学独自の取組としてより一層の充実を図り、6年間で延べ139のプロジェクトが活動を展開している。

また、平成22年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に「地域学副専攻化による学士力向上プログラム」が採択されている。

国際化・情報化社会の進展に鑑み、平成19年度入学生から全学生にTOEICを受験させる制度を導入し、入学時と2年次終了時に試験を受け、2年間の英語学習の成果を確認できるようにしたこと、及び、平成22年度から新科目「情報リテラシー（情報倫理を含む。）」を全学共通の必修科目として設けている。

学生にそれぞれの分野で必要とされる知識・技術を身に付けさせる一方で、望ましい職業観・勤労観を醸成させるため、平成21年度からインターンシップを単位認定科目として開講している。

また、工学部においてはJABEE（日本技術者教育認定機構）の認定審査を平成23年度に受ける予定で整備を進めている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各授業について、小テスト、レポートの出題、レスポンスペーパー（平成21年7月の教員アンケートでは実施率78.4%）等を活用するとともに、当日レポート方式など、学生の主体的な学習を促す工夫がなされている。

平成21年度入学生からGPA（Grade Point Average）制度を試行的に導入し、学生本人のスコアを所属学科のスコア分布とともに本人及び保護者に送付し、学科内における成績状況の確認ができるようにしている。GPA制度の実施に伴って学生自身による自習時間の確保や適切な履修計画が見込まれることから、CAP制は導入していない。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

卒業研究に関しては、学科ごとにその評価基準（審査基準）を明確にしており、また、卒業研究に充てる時間の確保のため、学科によっては着手要件として既修得単位数による制限を設けている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各学部学科の授業は、それぞれの教育目的に沿うよう、講義のほかに演習・実験・実習科目を組み合わせて実施している。例えば、看護職の養成を目指す人間看護学部では、実習・演習系科目が時間数で授業科目全体の約33%に及んでいる。

教育目標として「環境と人間」をキーワードとしていることから、環境科学部の「環境フィールドワークⅠ・Ⅱ」や、人間文化学部の「環琵琶湖文化論実習」など、フィールドワークを重視した教育を全学で進めている。また、琵琶湖の環境に関する調査・観察・実験が授業や卒業研究のなかに多く取り入れられており、この目的のために湖沼環境実験施設と実習調査船が備えられている。

「人間探求学」では全学生を5～6人のグループに分け、それぞれに担当教員を配置して少人数教育を実施している。多くのグループでは与えられたテーマについて、自学自習と結論の論理構成を学習させ、その上でプレゼンテーション力の向上に取り組んでいる。また、環境科学部環境生態学科ではこの科目でディベート形式の授業法を取り入れ、学生の共同学習とコミュニケーション・ディスカッション技能の向上を図るなど、新しい学習指導法が試みられている。

卒業研究指導では、最終発表会を原則として公開で行うことにより、プレゼンテーションやディスカッションにおいて教育的効果を高めている。卒業作品の発表や展示を公開で行うことで、学生の向上心を引き出すことに効果を上げている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは毎年更新され、製本したものが全学生に配付されている。また、同内容のものが大学のウェブサイトにも掲載されており、学生への周知が図られている。

シラバスの記載内容は、授業ごとに、授業科目名、英文授業科目名、担当教員名、単位数、開講時期に続いて、(1) 授業のねらいと内容として、講義概要、到達目標、キーワード、(2) 授業計画(15回各回のテーマ)、(3) 成績評価(各試験や提出物の成績への寄与率を含む。)、(4) テキスト・指定図書・参考書、が記されている。このほかに必要に応じて、(5) 宿題及び小試験(回数や頻度)、(6) 前提学力等、(7) 履修資格(前もって履修が必要な関連科目名や登録可能な学年等)、その他が記されている。

学生による授業評価アンケート(平成21年度前期・後期)の結果によると、全授業の受講者の90%以上が、授業内容とシラバスの不一致はなかったと回答している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習の基盤として、大学で学ぶことの意義や必要とされる基本的スキルを身に付けさせることを目的に、1年次前期に少人数の導入授業「人間探求学」を必修科目として全学で実施している。この科目は教員1人当たり学生5～6人程度のクラスとしており、学生の満足度も非常に高い。

学生の自主学習支援策として、学生の質問や相談に答えるための全学的なオフィスアワーの制度化、図

書館の土曜日開館（平成 20 年度から）、自習スペースの確保等を行っている。

全学生の英語力向上のための支援策として、TOEIC テストの導入のほか、学内パソコンからアクセスできる e-learning システムによる自主学習を推奨しており、英語力レベル診断のほか、スタンダードコースと初中級コースプラスの 2 コースが利用できる。

基礎学力不足の学生への配慮としては、英語の基礎学力が不足している学生向けの科目、英語を習ったことのない学生向けの「初習英語」を開講している。また、専門科目についても、基礎学力に差がある学生の存在を前提として基礎的内容を含んだ基礎科目（学部共通基礎科目、学科基礎科目）を、各学部学科とも初年度を中心に配当している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は学則第 37 条及び履修規程第 6 条に規定されており、100 点を満点とし、90 点以上を秀、80 点以上 90 点未満を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可として以上を合格、60 点未満を不可としている。各科目の成績評価方法は、シラバスや「履修の手引」に細かく示されており、周知が図られている。

卒業認定基準は卒業要件単位数とともに学則第 48 条に規定されている。このほか、卒業研究審査基準は「履修の手引」や大学のウェブサイトに掲載するとともに、学年ごとのオリエンテーションでも説明しており、学生への周知を図っている。これらの基準に基づき、卒業研究審査判定は各学科教員会議において、また、卒業認定は各学部教授会において行われている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の正確さを担保するための措置として、平成 22 年度から成績評価に関する異議申し立てを受ける制度を導入している。これは成績評価後の一定期間（3 週間）、学生支援センターに窓口を設けて異議申し立てを受け付け、第三者の教員を通じて担当教員に打診し、必要な場合は評価の修正が行われる。制度として始まったばかりであるが、「履修の手引」や大学のウェブサイトへの掲載によって学生への周知を図っている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科では、大学院研究科規程に基づき、人材養成及び教育研究上の目的を達成するための教育体系を構築している。また、学位規程に基づき、学位論文の審査を行い、これに合格した者に対して学位を授与している。

博士前期（修士）課程では、各研究科とも授業科目は研究科共通の科目と専攻・部門ごとの専門科目によって編成されている。また、教育課程の最終成果としての学位論文（修士論文）に直結する科目（「特別演習」、「特別研究」、工学研究科では「特別実験」）は必修科目としている。

このほかに、人間看護学研究科を除く3研究科の共通講座として開設されている「近江環人地域再生学座」の科目群があり、これらの科目はこの学座に所属する学生にとっては必修科目に、所属しない学生にとっては選択科目になる。

博士後期課程では、個々の専門分野を超えて隣接分野を含めた学際的視野の下に各自の研究を進めさせるため、各研究科とも研究科共通科目として4単位を履修させている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院博士前期課程（修士課程）においては、専攻が認める他専攻及び他研究科の科目の単位を選択科目の単位に含めることができる制度を設けている。また、インターンシップは、2科目を設け単位認定を行っている。

地域のニーズにこたえ、行政、企業、NPOなどそれぞれの立場で地域再生のリーダーとなる人材の養成を目的とした「近江環人地域再生学座」が平成18年度文部科学省「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」に採択され、学座に所属し、検定試験に合格した者に対して、新たな職能として「近江環人＝コミュニティ・アーキテクト」の称号を付与している。この「近江環人地域再生学座」の開講科目は、学座に所属しない大学院生も履修が可能で、一部の研究科・部門を除き、修得した単位は修了要件を満たす単位として認められている。

また、平成21年度に環境省の「環境人材育成のための大学教育プログラム開発事業」に採択された「「水よし、地域よし、未来よし」地域との連携による環境“三方よし”人材育成プログラムの開発」では、バングラデシュ、中国など、連携している大学との合同フィールドワークプログラムの開発を進めている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

各指導教員は学生の履修科目の選択についても指導を行っており、学位論文に向けた学習をサポートする体制となっている。また、学生のための専用の学習スペースが、所属研究室内又は大学院生室として研究科・専攻ごとに確保されている。学位論文の指導においても、提出までに数次の中間報告を課すことで研究時間、研究水準の確保を促している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科において、それぞれの教育目標を達成するため、講義、演習、実験・実習等を組み合わせた指導を行っている。講義科目の多くは履修人数が10人未満であり、少人数教育として目的に応じた指導方法がとられている。

「近江環人地域再生学座」は、すべて社会人学生を含んだクラス編成で実施されており、4つの基幹科目（「地域再生学特論」、「コミュニティ・マネジメント特論」、「エコ・テクノロジー特論」、「地域診断法特論」）と2つの実習科目（「コミュニティ・プロジェクト実習Ⅰ・Ⅱ」）は、いずれも専任教員と学外専門家との共同指導による内容となっている。

環境科学研究科の「環境動態学プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」は、研究者・技術者にとって必須の技能として、プレゼンテーション及び学術的議論の方法を学ばせるための必修科目に指定している。また、人間文化研究科博士後期課程の「研究方法特論」と「リサーチ・ワークショップ」は、3年の修了期限内での博士論文作成を促進するための方策として、必修科目としている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科の全科目のシラバスが作成され、「履修の手引」として学生に配付されているほか、大学のウェブサイトにも掲載されている。

開講科目の講義概要（シラバス）には、授業科目名、担当教員名、概要、15回の授業計画、成績評価、テキスト・指定図書・参考書、その他が記載されている。「履修の手引」には各科目の講義概要以外に、研究科・専攻ごとに、修了要件、年次別配当表、学位論文審査基準が示されている。博士後期課程のシラバスでは、履修方法、年次別配当表、修了要件のほかに講義等の内容（概要）が示されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

人間看護学研究科では、専門性の高い看護職者を育成するという研究科の教育目的に基づき、在職者を積極的に受け入れる必要があることから、大学院設置基準第14条特例を適用して有職者にとって勤務への支障が少ない18時以降の夜間に開講するほか、3年間で計画的に履修できる長期履修制度を取り入れるなど、修学に配慮した方策が講じられている。

18時以降に開講されている科目の割合は、前期が17科目中12科目、後期は18科目中14科目である（集

中講義を除く)。また、長期履修制度の利用状況は、平成 19 年度は入学者 13 人中 9 人、平成 20 年度は 12 人中 9 人、平成 21 年度は 8 人中 4 人、平成 22 年度は 7 人中 3 人となっている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

大学院教育は、大学院学則第 19 条に定められているとおり、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導により行われる。授業科目では、専攻・部門ごとの「特別演習」と「特別研究」（工学研究科では「特別実験」と「特別演習」）の 2 科目が研究指導に該当する。

研究指導は、学生ごとに決められた担当指導教員が、科目履修の指導、研究テーマの設定指導などを中心に行うが、研究の進行や研究テーマに応じて、他の教員からの指導・助言を受けることもできる体制となっている。

論文の指導についても、上記の指導体制の下で、研究テーマの選択、中間報告、論文審査、公聴会（最終発表会）などの段階を経ながら、計画的に行われている。

博士後期課程における研究指導は、副指導教員と連携しながら、主指導教員が中心となって、研究テーマの設定から学位論文の作成までの指導が行われる。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

各研究科では、それぞれの特性に沿った指導体制、指導計画に基づいて研究指導の取組がなされている。多くの研究科において複数指導が可能な体制が作られており、中間発表会などの機会を活用して、他の分野の教員からの指導や助言が得られるような工夫がなされている。

環境科学研究科では、入学と同時に研究テーマにふさわしい主指導教員及び副指導教員を決定し、通常週 1 回の研究室ゼミを中心として指導が行われる。

工学研究科では、学生の希望する研究内容により、主指導教員 1 人と関連分野の 2 人の副指導教員の体制で研究指導が行われる。

人間文化科学研究科では、専攻・部門により多少の違いはあるが、指導教員と他の指導に関わる教員が、研究計画の立案から実施、解析、まとめに至るまで、個別に対応している。

人間看護学研究科では、2 年課程と 3 年課程により時期の違いはあるが、入学時の研究指導オリエンテーション、研究構想提出、倫理審査書提出、2 人の副指導教員の決定、中間発表、研究発表会、という段階を踏みながら研究指導が行われる。

また、教員の指導の下で学生が教育補助業務に従事することで、自らの能力の向上を図れるように T A

制度を設けている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は大学院履修規程第8条に定められており、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）の4段階で評価される。評点によらない科目については合格又は不合格の評価を行っている。

修了認定基準は大学院学則第23条及び第24条に定められており、博士前期（修士）課程、博士後期課程ともに必要な単位数の修得と研究指導を受けた上、論文審査及び最終試験に合格した者について、研究科会議の議を経て学長が認定している。

大学院履修規程は『履修の手引（大学院）』に、また、大学院学則は学生便覧に掲載され、学生への周知が図られている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

博士前期課程における学位論文の評価基準は、各研究科の専攻及び部門ごとに学位の審査基準として定められており、分野によって表現は異なるものの、学位に相当する水準が担保できるように基準が定められている。これらの審査基準は大学のウェブサイト及び『履修の手引（大学院）』に掲載されており、学生への周知が図られている。

博士後期課程における学位論文の評価基準については、各研究科において基準を定めており、研究指導の中で学生に示している。

学位論文の審査については、学位規程に審査体制を含め、学位論文の授与に至るまでの必要な事項が定められている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の正確さを担保するための措置として、学士課程の場合と同様に、平成22年度から成績評価に関する異議申し立てを受ける制度を導入している。これは成績評価後の一定期間（3週間）、学生支援センターに窓口を設けて異議申し立てを受け付け、第三者の教員を通じて担当教員に打診し、必要な場合は評価の修正が行われる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「環境と人間」をキーワードに、自然環境の保全と環境に調和した社会の実現を目指す教育に効果を上げている。
- 地域のニーズにこたえ、地域再生のリーダーとなる人材の養成を目的とした「近江環人地域再生学座」が平成 18 年度文部科学省「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」に採択され、地域に根ざす大学として、「近江環人＝コミュニティ・アーキテクト」の育成に努めている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成 16 年度に「スチューデントファーム「近江楽座」―まち・むら・くらしふれあい工舎―」が採択され、支援期間終了後も地域と学生とのつながりを重視した大学独自の取組として一層の充実を図り、6年間で延べ139のプロジェクトが活動を展開している。
- 文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において、平成 22 年度に「地域学副専攻化による学士力向上プログラム」が採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学における教育目的の達成状況を検証・評価するため、卒業生に対して34項目にわたるアンケートを実施し、各項目の集計結果について分析を行っている。また、平成21年度からは卒業時アンケートを実施し、卒業時点での達成度を評価する試みも行われており、その結果は教務委員会等の関係組織に報告されている。

管理栄養士や保健師、助産師、看護師など、国家試験に合格して資格を得ることを目指している学科では、国家試験合格률을調査している。

このほかに、学術研究活動等の成果だけでなく各種課外活動で優れた評価を受けた学生を対象として表彰を行う「学生表彰制度」を導入している。

また、平成16年度文部科学省現代GPに採択された「スチューデントファーム「近江楽座」一まち・むら・くらしふれあい工舎」は学生が地域に出て活動する取組を支援するもので、その成果は多くの印刷物等で社会に公表されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学の学士課程では進級制度を採用していないため、進級状況から教育の成果・効果を検証することはできないが、学生のドロップアウトを防止するため、各学部・学科において個々の学生の単位修得状況のチェックや、履修単位不足学生に対する個別指導を学年担任・グループアドバイザー教員あるいはゼミ担当教員が行っている。また、各学部・学科ともに卒業研究が必修となっており、卒業研究に着手するための条件をクリアしないかぎり卒業できないシステムになっている。

大学院博士前期（修士）課程では、修士論文の発表会が公開で行われており、ここで修士の学位に相当することのチェックを受けている。また、博士後期課程においても、研究業績と論文の審査を経て学位を授与することにしており、論文審査は最終発表会を公開で行っている研究科が多い。

このような条件の下で、平成18年度から平成21年度における標準修業年限内での卒業（修了）率は、学士課程で84.2～86.7%、大学院博士前期（修士）課程で78.8～91.3%、博士後期課程で5.6～25.0%である。

また、英語力の向上を目標の一つに掲げており、入学時（4月）と2年次終了時（12月）にTOEIC

試験を受験させている。平成 21 年度に実施した結果では、TOE I C スコアは入学時から約 9.5% アップしていることを確認している。

学科によっては特定の専門職養成を行っており、平成 19 年度から平成 21 年度における国家試験合格率は、看護師で 98.5～100%、保健師で 94.1～100%、助産師で 57.1～100%、管理栄養士で 44.4～81.8% である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程では平成 21 年度の場合、前期開講科目 412 の内 343 科目について、また、後期開講科目 563 の内 424 科目について授業評価アンケートが実施され、平均の回答率は前期が 73.1%、後期が 71.4% である。

設問内容は前期、後期とも同じで、13 項目について調査を行っている。調査結果は、各担当教員に個別データとして返却されるとともに、大学全体及び学部全体の傾向については自己評価委員会で分析・検討し、その結果も教員に返却されている。

全体的な傾向としては、「授業内容への興味」、「授業内容の理解」、「授業の満足度」並びに「より深く学びたくなったか」という各設問に対し、否定的な回答（「あまり思わない」、「全く思わない」）はいずれも低く、おおむね 10% 程度である。

また、教育実践支援室では、学生が十分な自宅学習を行うような授業を開発する目的で、「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」を平成 20 年度後期から行っている。この事業に参加している授業では学生の自習時間は有意に上昇しているが、まだ参加している科目数が少なく、満足度については相関を見出し難い。自宅学習の行わせ方に関する研究も含め、更なる取組が期待される。

大学院課程においては、平成 21 年度から学習目標に対する達成状況をアンケートにより把握する取組を始めたところである。

これらのことから、教育の成果や効果は上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

人材養成目的からみて、環境科学部環境建築デザイン学科、工学部の各学科、人間文化学部生活栄養学科、人間看護学部人間看護学科のような職業に直結する学科では想定される就職先が明解であり、実際にその方面の職種への就職が多く、環境科学部環境建築デザイン学科では建設業や不動産業、工学部の各学科では製造業、人間文化学部生活栄養学科では食品関係の製造業や卸・小売業あるいは医療・福祉業、そして人間看護学部人間看護学科では医療・福祉業への就職が多い。この傾向は、大学院博士前期課程修了者の就職先についても同様である。

他方、上記以外の学科・専攻では、その人材養成目的に直結する業種があまり存在しないため、卒業後の進路は多方面にわたっており、この種の調査のみでは人材養成の目的が社会でどの程度活かされているかの検証が難しい状況にある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

大学における教育目的の達成状況を検証・評価する目的で「卒業生アンケート」を定期的実施し、集計結果の分析を行っている。平成 19 年度に実施したアンケート集計結果では、「学部での勉学が人間形成に役立っているか」、「卒業研究が人間形成に役立っているか」との設問に対して、否定的な回答はいずれも 15%程度であり、職業直結型の学科・専攻では取得資格についての評価が高い。

また、毎年実施している業界・企業研究会に参加した企業に対して行った意見聴取では、卒業生が勤めている企業の約 90%が「よく頑張っている」と評価している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 「学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業」は有効な取組であるが、さらに多くの授業科目に対して実施することと、分析の結果を授業内容・方法に活かすことが期待される。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入学生に対するガイダンスは、入学直後に全学、学部別及び学科別にそれぞれ行われている。2年次生以上の学部学生及び大学院学生についても毎学年はじめに学科及び研究科ごとにガイダンスが行われている。

授業科目の履修登録に関する個別の相談については、事務局教務グループで応じているほか、各学科及び学年ごとに履修登録に関する相談窓口教員を配置して、学生の履修計画の相談に応じている。

また、学生支援室でも上級生の学生サポート・スタッフが新入学生の履修等について相談・助言を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

各学部、学科において、学年ごとに担当教員を配置し、学習支援を含め学生生活全般にわたるニーズの把握と支援を行っている。また、各教員はオフィスアワーを設定して、学生からの相談に応じている。

当該大学では、大学附属施設として学生支援センターを設置し、学習支援のほか学生生活全般にわたる支援を行っている。学生支援センターでは、学生からの相談にワンストップサービスの窓口対応を行うとともに、特任教授を常駐させ、学生への指導・助言を行っている。

このほかに、「新入生学生生活アンケート調査」や、学生団体との毎月の定例会議、留学生との定期的な意見交換会なども実施して、学生のニーズの把握に努めている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対する学習支援として、①チューター制度を設けて様々な学習支援を行っている。②授業科目「日本語Ⅰ～Ⅳ」や、「初習英語Ⅰ・Ⅱ」及び「初習日本語」を開講している。③彦根3大学（滋賀大学・

聖泉大学・滋賀県立大学) 連携講座として、大学での学習、論文作成及び就職活動のための日本語「学術日本語の基礎」を開講している。

社会人学生に対しては、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、平成 20 年度から図書館の土曜開館など、社会人学生にとって学びやすい環境整備に努めている。また、平成 19 年度に開設した人間看護学研究科の社会人学生に対しては、長期履修制度を設けるとともに、大学院設置基準第 14 条特例を適用して夜間に授業を行っている。

また、心身に障害のある学生に対しては、障害学生等の支援に関する規程を設け、実情に応じて必要な支援が行える体制を整備している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

図書情報センターの図書館部門には、一般閲覧席に加えて個人閲覧室(10 室)、グループ閲覧室(2 室)を備えている。また、月 1 回程度ではあるが、平成 20 年度から土曜日も開館している。

図書館のウェブサイトにて、レポート作成、フィールドワーク、デザイン制作など各分野での自主的学習のための図書館の効果的な使い方の掲載や外国語に関するリンク集を設けて学生の自主的学習のサポートを行っている。

図書情報センターの情報センター部門では、情報処理演習室に 168 台、C A I 教室に 64 台、L L 教室に 100 台のパソコンが設置されており、学生は授業に利用されていないときは自由に利用することができる。また、ウェブサイトを使って英語の自己学習を支援する e-learning システムが導入されている。

各学部においても学生自習室の設置、学部情報室や演習室の開放を行っているほか、各研究科では大学院研究室が設けられるなど自主的学習環境の整備が図られている。

これらのことから、自主的学習環境が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動の団体として、体育会、体育系サークル、文化系サークル、大学祭実行委員会、学生自治会、及び当該大学独自の学生活動として「スチューデントファーム「近江楽座」―まち・むら・くらしふれあい工舎―」がある。

これらの諸団体の活動が円滑に行われるように、クラブ棟(体育系部室 1 棟 20 室、文化系部室 2 棟 9 室)やヨット艇庫、ボート・カヌー艇庫などの施設整備、体育館、グラウンド等の活動場所の提供、及びリーダー研修会等の実施について、資金面で後援会の協力も得て行っている。

特に、「スチューデントファーム「近江楽座」―まち・むら・くらしふれあい工舎―」については、平成 16 年度に文部科学省現代 G P に採択された実績をもとに、大学独自事業として地域とのつながりなどをさらに継承、発展させていけるよう支援を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生の生活支援等全般を一元的に扱えるように、学生支援センターを設置し、ここに学生相談室、健康

相談室、キャリアデザイン室、学生支援室を設けて、生活全般、健康、進路・就職における相談に応じている。

学生相談室では週に3日、半日ではあるが専任教員2人・臨床心理士1人が学生の相談に当たっている。このほかに、毎年5月に1年次生を対象に「新入生学生生活に関するアンケート」を実施して、学生のニーズの把握に努めている。

健康相談室では、看護師1人が体調不良やケガの応急処置を行うほか、健康全般に関する相談に応じている。

キャリアデザイン室では、進路・就職に関する相談のほか、就職ガイダンス・各種対策講座、業界・企業研究会の実施、各種就職情報の提供、インターシップガイダンス等の支援を行っている。また、就職支援については各学科にも就職指導担当教員を配置し、様々な相談に応じている。

学生支援室では、ここに特任教授を常駐させ、学生生活全般の相談・助言を行うほか、就職活動を本格的に始める3年次生を対象に上級生のピア・サポートによる支援が行われている。

各種ハラスメントへの対応については、ハラスメントに関する関連規程・指針が制定されており、これに従ってハラスメント被害の相談はすべての学科に配置された相談員が対応している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生支援のため、学生支援センター内に留学生室を設置し、チューターとしての日本人学生の協力も得ながら、生活指導・生活相談等を行っている。就職支援として、留学生のための就職支援セミナーを行い、日本企業への就職希望者の支援を行っている。

留学生用の宿舍として8戸16室を備え、日常生活に必要な備品も整備している。また、大学とは別に留学生支援会を設立して、民間アパート等の入居時の支援や生活用品の斡旋などを行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済面の援助として、奨学金制度と授業料等減免制度があり、これらについての情報は大学のウェブサイトや学生便覧等により学生への周知が図られている。

奨学金制度については、大学独自の制度はなく、日本学生支援機構等の各種奨学金制度の活用を奨励している。授業料等減免制度については、経済的な困窮度と学業成績を加味して授業料の減免を行っており、申請者の半数以上の学生がその適用を受けている。また、入学科については、県内在住者で生活保護受給家庭の学生及び留学生で一定の条件を満たしたものを対象に免除している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生からの相談にワンストップサービスの窓口対応を行うため、大学附属施設として学生支援セン

ターを設置し、学習支援のほか学生生活全般にわたる支援を行っている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 298,013 m²、校舎等の施設面積は 65,223 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

講義室は講義棟、学生ホール、共通講義棟、図書情報センター、人間看護学部棟内にそれぞれ設けられ、学部・大学院用として使用されている。講義室の総数は 54、総座席数 4,116 席で、学生 1 人当たりの座席数は 1.57 席/人である。また、講義室には、プロジェクター、DVD などの AV 設備、空調設備、無線 LAN などの ICT 設備が整備されている。

各学部棟には研究室、演習室及び実験・実習室が整備されている。また、先端技術教育研修施設として「実習工場」、木工デザイン技術等教育研修施設として「もくれん」、琵琶湖生態系の環境動態に関する教育研究施設として「湖沼環境実験施設」、産学官連携による共同研究推進拠点として「地域産学連携センター」が設置されている。

体育施設として、体育館、柔剣道場、陸上競技場兼サッカー場、テニスコート、野球場があり、授業や課外活動に使用されている。

バリアフリー化への取組としては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」による「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、施設点検を行い、スロープの設置、段差解消、受付カウンターのローカウンター化、手摺りの設置などを順次行っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

設置されているネットワークは、「滋賀県立大学情報ネットワーク」と呼ばれ、図書情報センターの情報センター部門が管理している。その幹線となる部分は L3 スイッチを用いたギガビットイーサネット構成されており、支線となる部分は L3 スイッチから L2 スイッチまではギガビット、L2 スイッチから各部屋までは 100Mbps の通信が確保されている。講義棟の一部や図書情報センター、学生ホール並びに交流センターには無線 LAN 設備が整備されている。

セキュリティ対策として、各対外接続用ルータの配下にファイアウォールを設置して外部からの不正侵入を防止するとともに、外部へのアクセスも制限している。

情報処理端末の設備状況は、情報処理演習室 3 室 (計 168 台)、LL 室 2 室 (計 100 台)、CAI 教室 (64

台) の計 332 台を整備しているほか、各学部にも学部情報室(計 106 台)を設置して端末を整備しており、それぞれ活用されている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

各施設・設備については、利用規程・運用方針を定め、大学のウェブサイトや学内グループウェアシステムに掲載して、教職員への周知を図っている。学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて学生便覧を配付するとともに、ガイダンス等を通じて施設概要・利用方法の周知を図っている。また、新任の教職員に対しても施設利用に関する規程、要綱、取扱通知などを配付して周知を図っている。

ネットワークの利用については、情報ネットワーク利用規程や図書情報センター規程を定めるとともに、その他のネットワーク利用の遵守事項やネチケット等についても別途定めて、大学のウェブサイトを通じて遵守事項の周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書情報センターの図書館部門には、平成 22 年 3 月 31 日現在で、総蔵書数 361,729 冊、購読雑誌総数 1,814 タイトルが所蔵されている。視聴覚資料としては、マイクロフィルム(9,041 タイトル)、カセットテープ(267 タイトル)、ビデオテープ(3,659 タイトル)、CD・LD・DVD(561 タイトル)などが分類して配架され、学内蔵書検索 O P A C で検索が可能である。また、電子ジャーナルは 79 種である。さらに、情報検索ツール一覧を大学のウェブサイト上に整備し、情報検索の一元的なアクセスが可能である。

図書館には一般閲覧スペース 277 席に加え、グループ閲覧室 2 室、個人閲覧室 10 室、視聴覚コーナー 15 席が設けられているほか、図書館所蔵資料の検索情報端末 8 台、インターネット接続の文献検索用情報端末 3 台を設置して、インターネットによる情報収集の整備が図られている。

蔵書の整備に当たっては、シラバスに記載されているテキストや参考図書を優先的に購入するとともに、学生用基本図書は各学部・国際教育センターの推薦に基づき購入・整備している。また、蔵書数、ネットワークなどサービスの向上や施設・設備の充実に関しては、図書情報センター運営委員会を中心に検討する体制がとられている。

図書館の開館時間は、通常期間は 9 時から 20 時まで、休業期間は 9 時から 17 時までで、休館日は土曜・日曜・祝日であるが、土曜日は月に 1 回程度開館している。平成 21 年度の入館者数は 112,839 人、貸出人数は 20,386 人、貸出冊数は 47,595 冊である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動に係るデータや資料は基本的に公文書として扱われ、文書管理細則で定める文書等の管理方法、保存期間等に基づき管理されている。

教務活動の実態を示す時間割表、講義概要、学生の単位修得状況・成績などについては、教務グループが一元的に管理・蓄積している。全学共通科目に関する各種データの収集・蓄積は全学共通教育推進機構で行われている。学生の試験答案、卒業論文、修士論文、博士論文などは、各教員が管理・蓄積しているが、博士論文については図書情報センターでも保管・蓄積している。

教員の教育活動の実態を示す自己評価（教育面）は学部長の下で保管・蓄積されている。

当該大学では、フィールドでの教育が活発に行われており、その報告書は各関係学科及び図書館等に収集・蓄積されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

自己評価委員会が毎学期、全学で約 7～8 割の科目について授業評価アンケートを実施している。その集計結果は各教員に返却されるとともに、各学部において、開講されている科目の集計結果をまとめたファイルを教員は学部長室で閲覧できる。また、この委員会は授業評価アンケート内容に関して教員からの意見聴取も行われている。

授業の双方向性を高めるため、教員は毎回の授業でレスポンスペーパーを実施することが原則になっている。これによって学生の質問や意見などが教員に伝わり、教員はこれを授業にフィードバックできる体制になっているが、レスポンスペーパーを実施しているのは回答のあった教員のうち 78.4%であった。

職員は学内の各種委員会に委員として出席しており、教育の質の向上・改善について意見を述べることができる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

自己評価を基にした外部評価を定期的実施（平成 17 年度、平成 20 年度）してきたほか、平成 18 年度

の法人化に伴い、役員会に2人、経営協議会に5人、教育研究評議会に3人の学外者を登用し、教育の状況について定期的に外部からの意見が反映される体制になっている。

このほかに、卒業生アンケートの実施、毎年実施している「企業研究会」における企業関係者に対するアンケート調査など、卒業生や就職先の企業等の意見も聴取している。

これらの結果、学外者の意見を取り入れたものとして、①語学のクラスを50人から30人にしたこと、②FD研修会・授業見学会・授業コンサルティング等のFDへの取組、③情報の扱い方・モラルについて情報倫理を含んだ「情報リテラシー」を必修科目として開講、④近隣の3大学での単位互換の実施、⑤学士課程の学生の成績を保護者にも通知、などが挙げられる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

個々の教員は、授業評価アンケートの集計結果を授業改善の参考にできること、また、毎回の授業終了時に行われるレスポンスペーパーの記載内容を、次回以降の授業に活かすことができるようになっている。これらに対する教員の取組の成果は、教育方法・内容面の改善事項として、教員の教育面の自己評価表に記述され、これを大学が評価する仕組みになっている。

環境科学部における教員の授業改善への取組例として、「授業コンサルティング」、「環境フィールドワーク」、「当日ブリーフレポート」、「レスポンスペーパー」について、その経緯と効果、今後の課題等について詳細な報告が行われている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成19年度に、FD活動の全学組織として教育実践支援室を発足させ、ここに学内のすべての学科から最低1人の教員が室員として参加し、①教員の要望に応じた研修会、②授業コンサルティング、③教育方法の開発と教員へのフィードバック、の3つを柱として活動を行っている。

「教員の要望に応じた研修会」は平成20年度8回、平成21年度4回開催されているが、このうち「人間探求学」に関して、優れた授業方法や効果的指導方法について「人間探求学研究会」を開催し、文献検索法、ノートの取り方、レポートの書き方、プレゼンテーションやディスカッション法などの実践例と教育的効果について情報を共有している。これらの研修会の実施後には、参加教員に対するアンケート調査が行われ、研修内容の有効性がチェックされている。また、このアンケートでは授業で改善したい点の調査も行われており、「数式を使用する授業の改善」、「学生の引き付け方、興味のもたせ方」、「パワーポイントなどの使い方」、「授業展開の具体的方法」、「レポート等へのコメントのつけ方」、「学生が主体的に授業参加するには」などがその要望に応じた研修会として開催されている。

「授業コンサルティング」では、教育実践支援室長が授業改善を希望する教員の授業を5～10回継続して見学し、その改善点と改善方法を示し、改善状況を次の授業で確認している。平成21年度までに9人の教員がコンサルティングを受け、授業改善に大きな効果を上げている。

また、6月と11月に各々約1か月の授業見学期間を設け、見学した教員は授業担当教員にコメントを

渡すこととしている。

このほかに、「環境フィールドワークⅠ・Ⅱ・Ⅲ」や「琵琶湖文化論実習」のような多数の教員が参加する科目では、担当者による委員会・会議によって運営されており、当該委員会・会議で定期的に授業の進捗や問題点・改善点についてチェックを行い、担当者はその結果を授業改善に活かしている。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

TAに関する事項は、ティーチング・アシスタント取扱要綱に定められている。TAの業務内容については担当教員による指導とTAには毎月の報告が義務付けられており、これらにより一定の質保証がなされている。

実験実習助手について、環境科学部では管轄の委員会がその業務要領・業務内容等に対する規定を定めており、定期的に開催される教員と実験実習助手との意見交換を通じて業務内容の改善を図っている。工学部では実験実習担当教員の監督の下で業務を行っている。人間文化学部では科目担当教員による業務指示と指導が行われている。人間看護学部では領域ごとに業務内容を定めており、指導も領域ごとに行われている。

事務職員に対しては、研修体系が整備されており、職階や職務にあわせて各種研修が行われている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「授業コンサルティング」、「当日ブリーフレポート」、「レスポンスペーパー」等の全学的取組、環境科学部における「環境フィールドワーク」の設置、ファカルティ・ディベロプメントの一環として優れた授業方法や効果的指導法を共有するための「人間探求学研究会」等、教員の授業改善に向けた積極的な取組が実施されている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 19,386,292 千円、流動資産 1,526,751 千円であり、資産合計 20,913,044 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 3,505,724 千円、流動負債 1,133,195 千円であり、負債合計 4,638,920 千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である滋賀県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 18 年度から 4 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 18～23 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、経営協議会等及び役員会の議を経て、理事長（学長兼務）が決定し、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 4,418,393 千円、経常収益

4,605,666千円、経常利益187,273千円、当期総利益は242,772千円であり、貸借対照表における利益剰余金557,784千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針を策定し、各部局からの詳細な聴取を行った後に予算案を作成し、経営協議会及び役員会の議を経て配分を行っている。研究費の配分については、全教員一定額の基礎配分と業績に応じた業績評価配分に区分している。さらに、特別研究費枠を確保し、学内の競争的資金として配分し、外部資金の間接経費を教育環境の整備資金として配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、小規模な施設・設備の新設・修繕等に関しては必要に応じて各学部等に配分し、大規模な施設・設備の整備に関しては設立団体である県から施設費補助金又は運営費交付金の交付を受け配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について滋賀県知事の承認を受けた後、滋賀県公報に公告し、当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、当該大学の財務状況に関して図表化してわかりやすく示した決算概要を作成し、当該大学のウェブサイトに掲載している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査計画を策定し、監査を実施している。

会計監査人の監査については、滋賀県知事が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、理事長が命じることで独立性を担保された監査員が、内部監査規程に基づき、監査計画を策定し、実施している。

また、年数回程度、監事、会計監査人、内部監査担当者による連絡会を開催している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、理事長（学長）、副理事長（事務局長）、理事（副学長 3 人、学外 2 人）からなる役員会、理事長、副理事長、常勤理事 3 人に学外有識者等 5 人を加えた経営協議会、及び学長（理事長）、事務局長（副理事長）、副学長 3 人に各学部長等 13 人を加えた教育研究評議会が置かれている。また、法人決定事項を円滑に推進し、学部等の意見を法人運営に反映させるため、常勤役員と学部長等で構成する「連絡調整会議」を設置している。

事務組織は、事務局長、事務局次長の下に総務、財務、経営戦略、学生・就職支援、教務、図書情報、地域貢献研究推進の 7 つのグループを置き、事務分担に応じて管理運営及び教育研究を支援している。

危機管理等については、危機管理規程を制定して危機管理体制の組織、業務及び権限を規定するとともに、危機管理対策基本マニュアルを策定し、危機管理体制の整備を行っている。また、平時においても予防的対策や研修・訓練に取り組んでいる。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

役員会等の付議事項や重要施策の協議を行うため、常勤役員による週 1 回の「役員会議」を開催し、学長のリーダーシップを支える体制をとっている。また、法人と大学及び部局間に係る重要事項については、連絡調整会議で調整を図っている。

理事長・学長を補佐するため、大学運営の重要テーマ等に応じて担当理事を配置し、事務局各所管業務グループに対応させるとともに、学部横断的な事項を審議する常設委員会や大学附属施設の運営に関わる委員会の委員長には理事を充てている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

役員会、経営協議会及び教育研究評議会に外部の有識者が加わっており、それにより学外のニーズの把握と対応を行っている。学内構成員のニーズについては連絡調整会議等を通じて把握し、管理運営に反映させている。

学生からのニーズの把握については、授業評価アンケートの自由記述欄や、学年担任・グループアドバイザーなど学科、学年ごとの学生支援体制を通じてニーズを把握し、学生支援センターで一元的に対応している。

事務局職員については、事務局長、事務局次長、グループ統括者及び学部等調整担当の職員で構成する「局内会議」を毎週月曜日に開催し、事務局内の意思疎通とニーズの把握に努めている。

これまでに管理運営に反映された例としては、①街灯の照度アップ、②図書館の土曜日開館、③自転車置き場の増設、④留学生宿舍の増設、などが挙げられる。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事（非常勤）2人が置かれており、監事監査規程に基づき、年度ごとに監査計画を策定し、それに従って監査を実施している。

監事は、毎月2回の役員会に出席するとともに、随時、業務の実施状況、重要文書、諸会議の実施状況などの調査・確認を行っている。また、年度終了後には監査計画に掲げる重点事項を中心に、内部監査や会計監査人監査と連携し、会計年次監査結果をとりまとめ、理事長に報告している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るため、事務局職員人材育成方針を策定し、職務に必要な知識や技術等を習得する研修を計画的に進めるとともに、今後の大学経営の幹部となる職員を養成するため、高度で専門的なセミナーにも職員を派遣している。

また、この人材育成方針に基づき、新規採用職員や新任職員に対する基礎知識の習得や、企業会計など実務の基礎知識を習得する財務会計研修など職務の遂行に必要な研修はもちろん、大学職員として経営意識や人権意識を高める意識啓発研修を行っているほか、滋賀県が実施する階層別研修及び新規採用職員研修等にも参加させている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本方針として、中期目標に「迅速な意思決定により、効果的な大学運営を行うため、

学長のトップマネジメントによる運営体制を構築するとともに学外者の積極的な登用を図り、意思決定プロセスの透明性の確保や開かれた大学運営を確立する」と定めている。

この方針に基づき、理事長については理事長選考会議規程及び理事長の選考および解任等に関する規程、役職員については組織規程や公立大学法人滋賀県立大学に置く職およびその選考に関する規程、公立大学法人滋賀県立大学の事務局に置く職の設置に関する規程などにより、それぞれの選考、責務及び権限が定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の活動状況は、教員の基本的な情報をデータベースとして蓄積するとともに、大学のウェブサイトに掲載し、学内教職員のみならず外部にも公表している。

学内教職員向けの基本的な情報は学内グループウェアや大学データベースシステムにより、学内規程、統計資料等の文書等を蓄積・管理・共有している。

また、毎月「滋賀県立大学学報」を発行して大学の主な活動状況の周知を図るとともに、各学部・研究科・センターも定期的に発行する年報に活動状況を取りまとめ、学内外の関係者に配布している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学では、平成7年の開学時に自己評価委員会を設置し、第1回目は平成11年3月に、第2回目は平成17年度に自己評価・点検を行い、それぞれ報告書を刊行・公表している。

法人化後は、研究・評価担当理事の下に自己評価委員会を置き、平成19～20年度に各学部等を対象とした自己点検・評価を、平成20年度に全学を対象とした自己点検・評価を行い、報告書として取りまとめて大学のウェブサイト上で公表している。

また、平成18年度から公立大学法人化していることから、年度計画の業務実施状況について自己評価を行い、業務実績報告書として公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成17年に実施した自己評価・点検について外部委員による評価を実施し、その結果を平成18年3月に公表している。次いで、平成19～20年度に実施した全学及び各学部等を対象とした自己点検・評価については、平成20年9月（各学部等）及び平成21年5月（全学）に外部委員による評価を実施し、その結果を大学のウェブサイト上で公表している。

また、年度計画に対する業務の実績に関する自己評価報告書についても、滋賀県公立大学法人評価委員

会の評価を受けており、その結果を大学のウェブサイト上で公表している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

自己評価・外部評価の結果は、大学のウェブサイト等を通じて広く公表しており、改善が必要な事項については自己評価委員会において、各学部等の対応状況を把握し、改善に反映させる取組を行っている。これまでの取組例としては、①学生支援センターの開設の遅れへの対応、②教員の採用に関する改善策、③環境教育への先進的取組、④循環型社会構築への取組、などが挙げられる。

また、年度計画に対する法人評価の評価結果が低かったものについては、次年度の法人評価委員会でその対応結果を報告している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信するため、企画広報部門の強化が行われた。また、大学のウェブサイト平成18年7月に全面改訂し、教員の研究成果への外部からのアクセスを行いやすくしている。

広報活動の強化に関しては、広報委員会において学報の発行、大学広報誌「県大 jiman」（大学のウェブサイト）に掲載、英語版大学概要の更新等、学内外への情報発信を行っている。また、新聞掲載実績による広報効果の分析を行い、広報戦略の見直しや改善を図った結果、新聞に掲載された件数を、平成17年度320件と比べ、平成21年度は630件と、96.9%増加させている。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 危機管理について、体制の整備を行うとともに、平常時においても予防的対策や研修・訓練に取り組んでいる。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 滋賀県立大学

（２）所在地 滋賀県彦根市

（３）学部等の構成

学 部：環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部

研究科：環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科、人間看護学研究科

関連施設：国際教育センター、図書情報センター、地域づくり教育研究センター、環境管理センター、地域産学連携センター、学生支援センター、環境共生システム研究センター

（４）学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部2,401人、大学院282人

専任教員数：192人

助手数：8人

2 特徴

滋賀県立大学は、滋賀県立短期大学を前身とし、琵琶湖をとりまく自然と歴史・文化を育くみ、環境と調和した産業の発展を願う県民の期待を背負って、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに平成7年度に3学部（環境科学部、工学部、人間文化学部）を擁して開学した。その後、平成11年度に各学部を基礎とした大学院博士前期課程（修士課程）、平成13年度に大学院博士後期課程を設置するとともに、平成15年度に人間看護学部、平成19年度に人間看護学研究科（修士課程）を設置し、現在は4学部4研究科を擁する小規模総合大学である。

また、平成18年4月には、地方独立行政法人法に基づき公立大学法人として新たなスタートを切った。

【人が育つ大学】

豊かな人間性を育みつつ、基礎的な知識・技術を身に付け、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の養成を目指している。4年一貫教育のカリキュラムを取り、配当科目を「全学共通科目」と「専門科目」とに大別し、双方の有機的な連携を図りつつ、1年次から専門科目を配置している。「全学共通科目」には、外国語、情報処理、保健体育の「全学共通基礎科目」と人間と社会への深い理解と豊かな人間性を涵養する「人間学」を置いている。

本学は、学生と教員の日常的なふれあいを重視し、フィールドワークや実験・実習等の少人数による対話・討論型授業を重視し、教育効果を高めている。特に、1年次前期に導入教育科目として1クラス5～6人で実施する「人間探求学」を人間学科目として必修としている。

【環境重視の大学】

環境こだわり県である滋賀県の大学として環境科学部を全国で初めて設置した大学であり、ISO14001の拡大審査を平成16年3月に受け、大学として滋賀県立大学環境指針を制定している。

この指針を学生にも徹底するために、人間学科目である「環境マネジメント総論」を1年次前期の必修科目として受講させ、環境問題を俯瞰的・総合的に理解させることとしている。

【地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する】

学部学生が地域に入り、地域の人々とのふれあいの中で地域に学ぶフィールドワークや実習を開学時から実施している。この経験をもとに、学生が主体的に地域の課題に取り組む課外教育プログラムとして、「スチューデントファーム『近江楽座』／まち・むら・くらしふれあい工舎」を実施している（平成16年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム採択。平成19年度からは大学独自事業として実施）。

大学院では、地域再生のための活動を企画・実践するリーダー、コーディネータとして活躍できる人材（コミュニティ・アーキテクト「近江環人」）を養成するため、近江環人地域再生学座を平成18年度に開設し、大学・行政・企業・地域等の連携による教育研究を行っている。

地域との連携では、平成19年3月に滋賀大学、聖泉大学、彦根市、彦根商工会議所、株式会社平和堂の6者による包括協定を締結し、大学を活かした地域活性化に取り組んでいる。さらに、市内の滋賀大学、聖泉大学との間では、平成20年11月に彦根3大学・大学間連携コミュニケーションに調印し、彦根ブランド・大学ブランドの相乗的向上のための連携を図っている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 基本理念

本学は、建学の際の基本構想において、①高度化、総合化をめざす教育研究、②柔軟で多様性に富む教育研究、③地域社会への貢献、④国際社会への貢献という4つの教育研究の方針を打ち出した基本理念を定めている。

2. 基本目標

本学は、上記の基本理念を踏まえ、学則において、「滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り拓く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の進展および人間の健康に寄与することを目的とする。」と定めている。

この目的を踏まえ、公立大学法人として出発するにあたり、基本的目標として次の3点を設定している。

- ① 「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」をモットーに、滋賀の豊かな自然のなかで「環境と人間」をキーワードとした教育研究を推進する。
- ② 少子高齢化、国際化、情報化の進展により、今後に求められる高等教育の多様化に対応して、学部や大学院を整備拡充し、優れた人材を養成する機能を充実する。
- ③ 公立大学として、地域の生涯学習機会の拠点および地域貢献、産学連携、国際貢献等の社会貢献機能の強化を目指す。

3. 教育研究に関する目的

上記の基本的目標をもとに、大学の中期計画では、教育力の向上のために意欲と能力に優れた学生の確保、教授能力の向上、課外活動・就職などの学生支援などの取り組みを、また、研究の質の向上のために戦略的研究の推進、研究費の評価配分などの取り組みを掲げている。

その基盤となる人材の養成に関する目的その他の教育上の目的については、公立大学法人滋賀県立大学学部規程において次のとおり定めている。

（環境科学部）琵琶湖とその周辺地域を主なフィールドとした実践的な環境教育を重視する。これを通して自然環境の総合的理解と問題解決、環境と調和した社会システムの構築、建築を取り巻く環境と地域の課題解決ならびに循環型社会を支える生物資源の適切な制御と管理のための理論と応用力を身につけた、創造性豊かな人材の養成を目的とする。

（工学部）工学におけるそれぞれの分野において、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指すために、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、我が国および地域の文化と産業の発展に寄与し得る技術者、国際的な視野を持って世界的に活躍できる技術者ならびに社会の多様な方面で高度かつ専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

（人間文化学部）具体的な人間の活動である「生活」とその生活の場である「地域」を対象とする教育研究、体系的な生活デザイン論の構築と総合的能力の育成、食の総合的スペシャリストの養成と科学的基盤の形成、個と集団の発達のダイナミックスやコミュニケーションにかかわる教育研究等の各専門教育を提供し、幅広い教養をもつ人材の養成を目的とする。

（人間看護学部）人間の生命に対する畏敬の念をもち、その尊厳と権利を尊重する豊かな人間性を備えた看護職としての資質を培い、生活様式の多様化、医療の高度化等に伴って求められる看護の専門職としての知識・技術を習得し、看護における理論と実践を行うことができる看護職者ならびに地域の特性を理解した上で生活実態に即した看護を創造することができる人材の養成を目的とする。

また、大学院各研究科における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的については、公立大学法人滋賀県立大学大学院研究科規程において次のとおり定めている。

（環境科学研究科）人類の生存と持続的発展を可能にする自然環境の保全ならびに環境と調和した地域社会の構築を目指す学際的な研究を展開し教育を行うとともに、複数の専門分野の基本的理解を基礎に、環境科学分野の専門家として高度な専門的知識と技術を有する職業人、大学や法人等の研究機関および企業の開発部門における優れた研究者ならびに行政機関や社会の多様な方面で高度に専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

（工学研究科）ものづくりにおいて、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指して、基礎教育を重視し、先進的な教育研究を行うとともに、工学におけるそれぞれの分野において、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、幅広い応用能力をもって我が国産業の発展に寄与し得る技術者、世界の科学技術をリードできる独創性と学際的研究ができる研究者ならびに社会の多様な方面において高度で専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

（人間文化科学研究科）高齢化とグローバリゼーションが急速に進行する21世紀の新しい時代において、豊かな地域社会と、人間的な生活文化および生活スタイルの創造に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、学部教育の到達点を継承しつつ、広い視野と豊かな人間性、積極的な行動力を身につける研究者および専門的職業人の養成を目的とする。後期課程においては、最先端の諸科学が切り開いた地平にたつて、高度で専門的な知識と技能を有し、自立して共同の研究を推進しうる能力をもつ人材の養成を目的とする。

（人間看護学研究科）少子高齢化、医療技術の進歩、価値観の多様化の中にあつて、人命・人権の尊厳に立脚し、豊かな人間生活と地域社会を支える看護と看護学の創造に貢献する教育研究を行うとともに、大学の教育理念を基盤に、豊かな感性・人間性と高度な専門職業人としての倫理観を備え、高等化・専門化していく看護学に要求される知識や技術を的確に修得し、発展させながら、実践の科学としての看護学を探究する研究者および高い能力をもつ高度専門職者の養成を目的とする。

4. 社会貢献に関する目的

社会貢献については、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」を目指した教育・研究活動を通じて社会との連携を深めるという基本的な考え方にに基づき、組織的に推進するために、次の基本方針を定めている。

- 1 本学は、教育機能を広く社会に開放することにより、あらゆる世代の教育環境づくりに寄与するとともに、地方自治体・企業等との連携を通じて、高度専門職業人の養成を図り、地域社会に貢献する人材を育成するものとする。
- 2 本学は、自由な発想に基づく基礎研究から社会の要請に応える応用研究まで、創造的な研究を行い、その研究成果を積極的に社会に還元するものとする。
- 3 本学は、共同研究・受託研究等による産業界との持続的な連携を重視するとともに、大学の有する知的・人的資源等を地域産業の振興および地域経済の発展に積極的に活用していくものとする。
- 4 本学は、県内の学術の中心として、滋賀県および県内市町の政策立案や地域活動等に関して連携・協力を行い、活力ある地域づくりに積極的な役割を果たすものとする。また、本学が立地する彦根市において、大学間連携および産学官連携を推進することにより、彦根市が大学の街として発展するよう取り組むものとする。
- 5 本学は、社会貢献活動に対して組織的に取り組むものとし、教職員が活動を適切に行えるよう、教職協働体制を構築するとともに、自己点検・評価を通じてその質の向上に努めるものとする。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

滋賀県立大学は、「①高度化、総合化をめざす教育研究」、「②柔軟で多様性に富む教育研究」、「③地域社会への貢献」、「④国際社会への貢献」の4つの視点を基本理念に据え、「環境と人間」を本学が推進する教育研究のキーワードとして、平成7年4月に開学した。この基本理念等を念頭に、学校教育法の規定を踏まえて、学則、中期目標等において具体的な大学の目的、大学の基本的な目標等を定め、大学ホームページ、各種印刷物等を通じて公表している。

また、本学では、大学の目的が誰にでもわかりやすいものとなるように努め、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」「人が育つ大学」「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」というキャッチフレーズを作り、機会があるたびに社会一般に対しても広くわかりやすく周知・公表している。

さらに、本学のキーワードである「環境と人間」に沿った教育研究を推進していくために、全学共通科目として人間学という科目群を置くとともに、「人間探求学」および「環境マネジメント総論」を1年次前期必修科目として履修させ、学生の理解を深めさせている。

以上のことから、大学の目的等が明確に定められ周知・公表されていると判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、教育研究の目的を達成するために、学士課程には環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部の4学部を設置している。各学部はそれぞれの専門分野の特性に応じた教育研究の目的と人材育成の目標を設定し、それを実現するために必要な学科を設置している。

学士課程で必要な教養教育は全学共通科目として位置付け、その「全学共通科目」を全学で一元的に実施する責任組織として、助教以上の全教員が参加する全学共通教育推進機構を設置している。そのうち外国語および健康・体力科学を担当する教員組織として、国際教育センターを設置している。

大学院における研究科は、本学大学院の教育研究の目的に沿って環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科、人間看護学研究科の4研究科を設置し、専攻はそれぞれの専門性の人材育成に応じた7専攻（博士後期課程は3研究科5専攻）となっている。

その他、全学の教育研究活動に関わる全学的なセンターとして、図書情報センター、地域産学連携センター、地域づくり教育研究センターおよび環境共生システム研究センター等を設置している。これらの学部、大学院、センター等は、その設置の趣旨、活動内容から本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

本学の教育活動に関する審議組織は、全学的組織として教育研究評議会、全学教育構想委員会、教務委員会等があり、これに加えて部局ごとに分かれて教育課程等に関する事項を審議する学部等の教授会がある。これらの会議体は学則および教授会規程等の定めるところにより、必要な活動を適切に行っている。

以上のことから、教育研究組織（実施体制）が適切に整備され、機能していると判断する。

基準3 教員及び教育支援者

学部および大学院は、教育の目的に対応した編成を取り、設置基準で必要とされている数を上回る教員を適切に配置しており、これを活かした少人数教育を展開している。

教員採用にあたっては、人事方針および人事計画に基づき原則公募制で行うとともに、大学の将来構想に沿った戦略的人事を必要に応じて行い、優秀な教員の確保に努めている。また、学長のリーダーシップによる戦略的な人事配置を可能にするための学長管理枠制度の導入をはじめ、サバティカル研修制度、任期付き教員の登用など、全学的な教員組織の活性化に向けての措置も適切に講じている。

教員の採用、昇任の資格審査基準については、学士課程においては教育上の指導能力、大学院課程においては教育研究指導能力を中心とした基準が学部ごとに適切に定められており、これに基づいた採用、昇任が行われている。特に、戦略的人事においては、外部委員を教員選考委員に登用することにより優秀な教員の確保に努めている。

教員の教育活動に係る定期的な評価については、研究活動、地域・社会および学内貢献とともに、教員が自らの教育活動を自己点検する機会を毎年度全学的に設けており、その結果を一般研究費の配分に活用している。また、TAや非常勤実習助手等の教育支援者についても必要に応じ適切に配置されている。

以上のことから、教員および教育支援者は適切に配置され、機能していると判断する。

基準 4 学生の受入

本学においては、学士課程および大学院課程での学生の受入にあたり、大学の目的に沿った各学部・各研究科の入学受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、大学ホームページ、オープンキャンパス、入学受入要項の配布等を通じて、受験生はもとより広く社会に周知するよう努めている。このアドミッション・ポリシーに沿って、学士課程（一般選抜入試および特別選抜入試）および大学院課程の入学受入の実施が行われている。

選抜過程については、教育担当理事を委員長とする入学試験委員会がこれに係わるすべての事項を掌握し、年間を通して業務の進行を点検するとともに、出題、採点、問題点検、制度改善のための組織を編成、運用するなどの責任体制が確保されている。入試当日は、学長を本部長とする入試実施本部を設置して、指揮系統と責任の所在を明確にしている。また、入試終了後には、入学試験委員会でアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかの検証が行われ、次年度の入学受入に反映されている。

以上のことから、学生の受け入れはアドミッション・ポリシーに沿って適切に行われていると判断する。ただし、入学定員と入学受入数との関係については、学士課程と大学院博士前期（修士）課程においては概ね適切であるものの、大学院課程博士後期課程では入学受入数が入学定員を下回っている研究科が多い。その対策として、専攻の再編、定員の見直しなどを行ってきたが、今後は、内外の大学や関係機関および社会人に対する働きかけ等の取り組みの強化を図っていく必要がある。

基準 5 教育内容及び方法

本学の学士課程および大学院課程の教育課程は、教育の目標、学位の種類に応じて体系的に編成されており、授業内容は教育課程の趣旨に沿って各教員の研究の成果を反映したものとなっている。

学士課程においては、「全学共通科目」、「専門基礎科目（学部共通科目）」、そして各学科の「専門科目」の3層構造で構成されており、各学科の教育目的に応じて、必修科目、選択必修科目および選択科目がバランスよく配置されている。教養教育に相当する全学共通科目は、外国語、情報処理、保健体育からなる「全学共通基礎科目」と本学独自の科目群「人間学」に区分されており、これらを通じて「環境と人間」をキーワードとした教育が進められている。授業では、フィールドワークを重視するとともに、比較的少人数での教育が可能であることから、レスポンスペーパーやオフィスアワーなど学生と教育の距離が近い教育が行われている。また、シラバスの充実、成績評価基準や卒業認定基準の明確化を図るとともに、平成21年度からは成績評価を4段階から5段階に改めGPA制度を導入するなど単位の実質化についての配慮もなされている。

大学院課程においても、大学院研究科規程において人材養成目的を明確にし、これに基づいた教育体系を構築し、学問分野の特色や動向などに配慮した各授業や研究指導が行われ、学位が授与されている。

また、本学のもう一つの特色である「地域」に関連した教育カリキュラムとして、平成16年度に現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択された「スチューデントファーム『近江楽座』—まち・むら・くらしふれあ

滋賀県立大学

い工舎」を足掛かりとして、人間学科での「地元学入門」の開講、大学独自事業としての「近江楽座」の継続展開、大学院課程での近江環人地域再生学座の設置など、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」大学としての教育を展開している。

以上のことから、適切な教育内容および方法が取られていると判断する。

基準 6 教育の成果

大学としての人材養成目的が明示されるとともに、各学部、学科および各研究科、専攻の人材養成目的も明確に定められ、大学ホームページをはじめとして、多様な媒体を通じて広く公表されている。

学生の単位修得状況からは、学生が必要な能力を身に付けて卒業・修了していると言え、特に本学で学んだことがその後の人間形成を中心に役立っているということが卒業生アンケートの結果からも明らかになっている。また、学生による授業評価アンケートも全学的に実施されており、全学および各学部の平均的状況のみならず、個別科目での教育方法に応じた解析も試みられている。そして、その結果からは、本学での教育効果が上がっていることがわかる。

学生の進路については、職業直結型学科からはその特質に応じた企業へ就職する者が多く、それ以外の学科からは多様な企業へ就職しており、卒業生の進路からも教育効果が上がっていると判断できる。また、就職先の企業に対する調査でも本学学生への評価は高い。

以上のことから、教育の成果や効果は上がっていると判断する。しかしながら、職業直結型でない学科、専攻の人材養成目的の達成度の検証方法の確立、卒業時アンケート、企業アンケートなど各種アンケート調査の実施体系や分析・解析を効果的に行う体制づくりが今後の課題である。

基準 7 学生支援等

学習を進める上での履修指導については、新入学生に対する全学、学部および学科別のガイダンスおよび2年生以上の学部学生および大学院生に対する学科、研究科ごとのガイダンスを行っているほか、各学科および学年ごとに履修登録に関する相談窓口教員を配置して、きめ細かい対応が行われている。

また、オフィスアワーの設定や各学科ごとの学年担当教員、ハラスメント相談教員の配置などを行っており、各学科・学年においてきめ細かい学習および生活支援が可能な体制が取られている。そのほか、大学附属施設として学生支援センターを設置し、学習、健康、生活、進路等学生支援を一元的に実施する部門を設置して、学生支援を行う体制がとられている。経済的に支援が必要な学生に対しては、授業料減免および入学料免除により経済的な支援を行っている。

課外活動の支援にあたっては、後援会の支援も得て、学生の円滑な活動の支援に努めている。特に本学の特徴的な活動である「スチューデントファーム『近江楽座』まち・むら・くらしふれあい工舎」（平成16年度現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択。平成19年度からは大学独自事業として実施）に対して積極的な支援を行うほか、優れた成績を修めるなどの顕著な功績のあった個人または団体を表彰する学生表彰制度を制定している。

また、留学生支援についても、留学生支援会が発足するなど徐々に充実してきている。

以上のことから、学生に対する支援は概ね適切に行われていると判断する。

基準 8 施設・設備

本学においては、校地、校舎とも教育、研究活動を行う上で十分な面積を有しており、また、講義棟、自習室、実験室、演習室、図書館、体育関連施設、情報関連施設、農場・湖沼等の実験施設などの整備を進めて教育効果の改善と有効活用を図るとともに施設のユニバーサルデザインへの対応に努めている。

情報処理演習室の利用環境については、情報処理教育の専門課程等についても対応可能なアプリケーションソフトと処理機能の高い情報処理端末が配備され、機能している。

ネットワーク利用者については、情報セキュリティ等に関する遵守事項やネチケット等について、ホームページを通じての周知徹底を図っている。これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営および教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備されるとともに有効に活用され、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備されていると判断する。

なお、図書情報センターについては、引き続き学術雑誌の電子ジャーナル化など ICT を活用しながら、蔵書や情報処理教育システムなどの一層の充実が望まれる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

学生の成績などの教育活動の状況を示すデータについては、規定に基づき教務グループにおいて一元管理しており、毎年度末に各学科所属学生の成績状況が各学部学科に知らされ、学生個々の指導に供されている。

学外者の意見については、自己評価に基づく外部評価を定期的の実施するとともに、平成 18 年度からの公立大学法人化により役員会、経営協議会、教育研究評議会等に学外者を積極的に登用し、そこで得られた学外関係者の意見を積極的に取り入れ、教育の質の向上、改善に向けての取り組みを行っている。このほか学部レベルにおいても、企業、保護者等の意見の聴取に努めている。

学生からの意見聴取は、各科目で授業評価アンケートを行うとともに、授業の双方向性を高めるために授業にレスポンスペーパー等を全学的に導入しており、個々の教員はこれをもとに授業改善を行うことができる。

また、全学的に F D を組織的に行うために教育実践支援室が設置されている。教育実践支援室では、教員の要望に応じた研修会の実施や教員へのコンサルティングなど、極めて実践的な授業改善のためのプログラムが組まれており、効果をあげている。この他にも、教員グループによる授業運営委員会・会議も授業改善に効果的に働いている。

以上のことから、教育の質の向上と改善のためのシステムや取り組みは有効に機能していると判断する。

基準 10 財務

本学の資産は、大学運営に必要な土地・建物等すべてを法人化移行時に滋賀県から出資または承継しているとともに、財源についてもこれまでどおり継続的に措置されていることから、安定した教育研究活動の遂行が可能である。学生納付金についても適正な学生数により継続的な収入を確保しており、外部資金についても右肩上がりの継続的な収入を確保している。

また、教育・研究レベルの確保に必要な基盤的経費および競争的経費を配分する際には、教育・研究の活性化および重点化を図るなど、適切な資源配分がなされている。

財務諸表等については、滋賀県知事の承認後、滋賀県公報に掲載し、監事および会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学ホームページに掲載するなど適切な形で公表している。また、財務に対する監査として、法令等に基づき内部監査、監事監査および会計監査人監査が実施され、いずれも適正である旨の報告書が提出されている。

以上のことから、大学の教育研究活動を適切かつ安定して遂行できるだけの財務状況にあると判断する。

基準 11 管理運営

管理運営組織は、法令に基づく「理事長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、理事長・学長のトップマネジメントによる機動的、戦略的な大学運営を推進するための体制および理事長・学長を補佐する体制等が整備されている。また、役員や審議機関委員への学外

者の積極的な登用が図られている。

事務組織は、法人に7グループからなる事務局を置き、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。管理運営のための組織および事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

管理運営に関する事項は、必要に応じて経営協議会、教育研究評議会で審議され、役員会の議を経て、理事長・学長が意思決定をしている。また、理事長・学長を補佐するため、大学運営の重要テーマ等に応じて担当理事を配置し、事務局各グループの所管業務に対応させている。

学内委員会の長には、理事長・学長を補佐する担当理事を充て、具体的な事業実施の判断を委ねることにより、機動的な業務遂行を確保している。責任体制、意思決定のプロセスは明確であり、かつ組織間の連携も図られており、大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

「役員会」、「経営協議会」および「教育研究評議会」に学外の有識者を加えることにより、学外関係者のニーズを把握し、審議を通じて管理運営に反映させている。

学生については、授業評価アンケート等を実施するなど、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。また、事務局職員については「局内会議」を定期的に開催することにより意思疎通および連絡調整を行っており、学内外関係者によるニーズを把握し、管理運営に適切に反映できる体制を整備している。

監事は、地方独立行政法人法および本法人で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。また、必要に応じて役員会などの重要会議に出席する他、業務及びその実施状況の調査・確認を行っており、監事として適切な役割を果たしている。

管理運営に関わる職員の研修等については、マネジメント研修を中心に、他機関が企画する研修に参加させている。また、教職員・学生を対象とした人権問題研修会等が実施されており、職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規程が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規程等として制定され明確に示されている。

以上のことから、管理運営の状況については適切であると判断する。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201103/daigaku/no6_1_1_jiko_shigaken_d201103.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-2-1-A	2010 学生便覧
	1-2-1-B	「人間探求学」、「環境マネジメント総論」のシラバス
	1-2-1-C	キャンパスガイド
基準2	2-1-1-A	滋賀県立大学設置認可申請書（抜粋）
	2-1-2-A	公立大学法人滋賀県立大学全学共通教育推進機構規程
	2-1-3-A	滋賀県立大学大学院設置認可申請書（抜粋）
	2-2-1-A	公立大学法人滋賀県立大学教授会規程
	2-2-2-A	公立大学法人滋賀県立大学教務委員会規程
基準3	3-1-5-A	公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程
	3-2-1-A	公立大学法人滋賀県立大学人事計画
	3-2-2-A	公立大学法人滋賀県立大学一般研究費配分要綱および同要領
	3-2-2-B	自己評価表
	3-4-1-A	公立大学法人滋賀県立大学ティーチング・アシスタント取扱要綱
基準4	4-1-1-A	各研究科のアドミッション・ポリシー
	4-1-1-B	入学者選抜要項
	4-2-1-A	学生募集要項（一般選抜）
	4-2-1-B	学生募集要項（特別選抜）
	4-2-3-A	公立大学法人滋賀県立大学入学試験実施本部設置規程
基準5	1-2-1-B	「人間探求学」、「環境マネジメント総論」のシラバス
	5-1-2-A	地域社会からの要請等を踏まえた開講科目シラバス（「地元学入門」）
	5-1-2-B	TOEIC試験実施案内
	5-1-3-A	学年暦（2010 年度大学カレンダー）
	5-2-1-A	「環境フィールドワークⅠ・Ⅱ」「環境琵琶湖文化論実習」のシラバス
	5-4-1-A	公立大学法人滋賀県立大学学位規程
基準6	6-1-1-A	卒業生アンケート集計結果
	6-1-1-B	卒業時アンケート集計結果
	6-1-2-A	学年担当教員一覧（学生便覧から抜粋）
	6-1-2-B	卒業研究発表会（例：環境科学部環境政策・計画学科）
	6-1-3-A	学生による授業評価アンケート結果概要（平成21年度前期・後期）
	6-1-3-B	学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業実施要項
	6-1-5-A	平成21年度業界・企業研究会 企業人事担当者へのアンケート結果概要
基準7	1-2-1-A	2010 学生便覧
	6-1-2-A	学年担当教員一覧（学生便覧から抜粋）
	7-1-1-A	平成22年度ガイダンス日程表（学部・大学院）
	7-1-1-B	履修登録に関する学部学科窓口教員一覧
	7-1-1-C	学生サポート・スタッフによる相談案内チラシ

	7-1-2-A	新入生学生生活アンケート集計結果
	7-1-4-A	公立大学法人滋賀県立大学における障害学生等の支援に関する規程
	7-2-2-A	課外活動団体加入状況一覧
	7-2-2-B	2009 年度近江楽座リーフレット
基準 8	1-2-1-A	2010 学生便覧
	8-1-1-A	大学建物等配置図
基準 9	3-4-1-A	公立大学法人滋賀県立大学ティーチング・アシスタント取扱要綱
	6-1-3-B	学生の自宅学習を促す教育プログラムモデル事業実施要項
	6-1-5-A	平成 21 年度業界・企業研究会 企業人事担当者へのアンケート結果概要
	9-1-1-A	公立大学法人滋賀県立大学文書管理細則
	9-1-4-A	環境科学部年報第 13 号 特集：環境科学部における授業改善のとりくみ
	9-2-1-A	授業力チェックシート
	9-2-1-B	授業コンサルティング実施結果
基準 10	10-2-3-A	平成 22 年度予算
	10-2-3-B	公立大学法人滋賀県立大学特別研究費取扱規程
	10-3-2-A	公立大学法人滋賀県立大学内部監査規程
	10-3-2-B	内部監査実施計画
	10-3-2-C	内部監査報告書
	10-3-2-D	公立大学法人滋賀県立大学監事監査規程
	10-3-2-E	監事監査計画
	10-3-2-F	監事監査報告書
	10-3-2-G	会計監査人監査報告書
基準 11	10-3-2-D	公立大学法人滋賀県立大学監事監査規程
	10-3-2-F	監事監査報告書
	11-1-1-A	法人役員等一覧
	11-1-1-B	公立大学法人滋賀県立大学事務局事務分掌細則
	11-1-1-C	公立大学法人滋賀県立大学危機管理規程
	11-1-1-D	滋賀県立大学危機管理対策基本マニュアル
	11-2-2-A	滋賀県立大学学報
	11-3-4-A	滋賀県立大学 英語版大学概要
	11-3-4-B	パブリシティ活動の結果について